

# 農業委員会総会議事録

## 第7回農業委員会

1. 開会日時 平成27年10月15日(木) 午前 9時30分

2. 閉会日時 平成27年10月15日(木) 午前10時30分

3. 場 所 豊山町役場 2階 会議室1

### 4. 出席者

委員(全16人中14人出席)

出席者	1番	柴田勝美	9番	河村初男
	2番	林 勝己	10番	河村秋雄
	3番	岡島長利	11番	坪井 茂
	4番	石黒隆夫	14番	坪井弘美
	5番	安藤修一	15番	河村活敏
	6番	稲垣信義	16番	安藤丁士
	7番	坪井邦夫		
	8番	丹羽明生		

欠席者	12番	尾野康雄	13番	安藤茂市
-----	-----	------	-----	------

事務局 3名

事務局長 櫻井建設課長

事務局員 中川係長 霜越主事

### 5. 会議日程

① 開 会

② 会長挨拶

③ 議事録署名者選出

④ 議案

(1) 農地法第4条許可申請について

(2) 農地法第5条許可申請について

- ⑤ 報告事項
  - (1) 農地法第3条届出受理状況
  - (2) 農地法第4条届出受理状況
  - (3) 農地法第5条届出受理状況
- ⑥ 依頼事項
  - (1) 農地パトロールについて

## 6. 配布資料

- ①農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る意見書（案）
- ②農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書（案）
- ③別紙1（農地法第5条追加資料）
- ④別紙2農地パトロールについて
- ⑤農地パトロールの地区割り表
- ④地区割り該当箇所地図

## 7. 議事内容

### 【開会】

事務局長

本日はご多忙にも関わらず、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので只今より平成27年度第7回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に郵送したもの以外に、「農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る意見書（案）」、「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書（案）」、「別紙1」、「別紙2農地パトロールについて（案）」裏に前年のパトロールの内容が書かれたものと「農地パトロール地区割り表」、「地区割り該当箇所の地図」こちらは、去年まで宝典の写しであったものの代わりです。確認をお願いします。それでは始めに、会長よりごあいさつ申し上げます。

### 【あいさつ】

安藤会長

皆様おはようございます。秋晴れで非常にいい天気になりました、

本来ならコンバインの運転手をやっている時間だと思います。今日は大変貴重な時間をいただくことになりありがとうございます。先週稲刈りをやりましたら水分が30パーセント近くありまして、尚且つ青が非常に多い状況でありました。つまり通常ですと8月のお盆過ぎに取水が始まりますと、20日から25日頃に終わりますが今年は取水が揃わずに花の咲き方がまばらでした。これにより実りも揃わずに悪かったと言えます。たぶん今週末が最盛期になると思われます。今年は収穫を遅くしたほうが良いものが採れるのではないかと考えております。

それでは本日はよろしく申し上げます。

#### 【出席人数確認】

安藤会長

まず出席者ですが、尾野康雄委員、安藤茂市委員の2人から欠席の連絡をいただいております、農業委員16名中 現在出席者 14名で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

#### 【議事録署名者指名】

安藤会長

議事録署名者を指名いたします。

4番 石黒隆夫委員と5番 安藤修一委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願いいたします。

#### 【議案】

安藤会長

本日の議案は2件です。それでは、議案について、事務局の説明を求めます。

事務局員

それでは議案について説明します。

【議案第5号 農地法第4条許可申請書について、議案書を朗読】

本日配布しました「農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る意見書（案）」は、本日の審議の結果この案どおりの意見でよいということに決定されましたら、4条の許可申請書に添えて県に進達する書類であります。それでは、許可申請書の中身について、ご説明します。

この許可申請は、市街化調整区域に所在し、農地法（法第4条第2項第1号ロ）の農地区分の第2種農地を対象とする農地転用の案件です。第2種農地とは、「農振農用地以外の農地で、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内にある農地」であり、今回の申請地は、第2種農地の中で、「宅地化の状況からみて第3種農地の区域に近接する区域内に申請地があり、その区域の規模がおおむね10ヘクタール未満である区域内にある農地」にあたります。申請地の近くには名古屋・春日井の市街地がありこの区域内の農地になります。また申請者にはもう1筆農地がありますが、こちらは太陽光をするには面積が小さいということもあります。

また申請地を地区の委員にも確認していただいております。現在の状況を見てもらっております。両側の農地の隣地承諾書が添付されており、木津用水土地改良区の意見書も添付されていて、支障なしとの意見となっております。

よろしくご審議をお願いします。

安藤会長

議案第5号 農地法第4条許可申請書についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A委員

調整区域は周りの農地の面積によって転用ができるかどうか判断をすることになるのでしょうか。

事務局員

全てがそれに当てはまる訳ではありませんが判断基準の一つにはなります。

B委員

太陽光パネルは環境的には悪いものではないからきちんと管理されるのであればよろしいのではないのでしょうか。

C委員

パネルは将来的に日照権の問題で揉めるようなことは起こらないでしょうか。農業委員会で議論する話題ではないかもしれませんがどうなのでしょう。

事務局員

一般家庭でもパネルの問題はよく聞きますが、そのようなことも考えているとは思われます。

安藤会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

資料1 議案第5号の農地法第4条の許可申請に賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

安藤会長

全員賛成ですのでこちらは県に進達します。

続いて、議案第6号について説明をお願いします。

事務局員

議案第6号議案を説明する前に、「豊山町農業委員会の会議に関する規則」第15条で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶

者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされており、今回の議案は、安藤会長の親族のかたに関する事項でありますので、この条文に該当します。従いまして、安藤会長には、議案第6号が終わるまで退席していただきます。その間、代わりを職務代理の柴田勝美委員にさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

(安藤会長退席)

事務局員

それでは議案について説明します。

**【議案第6号 農地法第5条許可申請書について、議案書を朗読】**

本日配布しました「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書(案)」は、先程の議案と同じように本日の審議の結果この案どおりの意見でよいということに決定されましたら、5条の許可申請書に添えて県に進達する書類であります。それでは、許可申請書の中身について、ご説明します。

この許可申請は、市街化調整区域に所在し、農地法(法第4条第2項第1号ロ)の農地区分の第3種農地を対象とする農地転用の案件です。第3種農地とは、「農振農用地以外の農地で、市街地の区域内又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地」であり、今回の申請地は、第3種農地の中で、「街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域」にあたります。別紙1をご覧ください。黒い太線で囲まれた中に薄く色が塗られている部分が農地であり、他は宅地です。約80%を超えていますのでこのように判断されます。また、申請箇所は小牧市の農地と一体利用することとなっており、小牧市側の農地も今月申請が出ていることを確認しております。木津用水土地改良区の意見書も添付されていて、支障なしとの意見となっております。よろしくご審議をお願いします。

職務代理

議案第 6 号 農地法第 5 条許可申請書についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

B委員

この農地は前々から今回の賃貸人が欲しがっていた農地で、場所としても会社の南側でしようがないのではないのでしょうか。

C委員

私はこの農地を確認してきたのですが、今回の転用は小牧の農地が大部分でありまして豊山町の転用部分は本当に一部ですので逆に反対したらどのように耕作をしたらいいのかと思います。

職務代理

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

資料 2 議案第 6 号の農地法第 5 条の許可申請に賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

職務代理

全員賛成をいただきましたのでこちらを県に進達いたします。以上で議案については終了します。

(安藤会長入室)

【報告事項】

安藤会長

それでは、報告事項の農地法 3 条・ 4 条・ 5 条の届出受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局員

はい、3条・4条・5条の届出について、ご説明します。

まず始めに3条届出です。3条届出は、相続等による農地の権利移動の届出です。

【資料3 農地法第3条届出受理状況朗読】

続いて、4条届出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

【資料4 農地法第4条届出受理状況朗読】

続いて5条届出です。5条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です。

【資料5 農地法第5条届出受理状況朗読】

安藤会長

以上で、3条・4条・5条届出受理状況の説明を終わります。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

安藤会長

質問等ありませんので、報告事項の農地法第3条・4条・5条の届出受理状況についての報告を終了いたします。

【依頼事項】

安藤会長

続いて、依頼事項（1）農地パトロールについて 事務局から説明を求めます。

事務局員

はい、それでは農地パトロールについて、ご説明します。本日配布

しました資料をご確認ください。

【別紙 2 朗読】

以上で説明を終わります。

安藤会長

依頼事項（1）農地パトロールの説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

D委員

近隣に草が沢山生えているところがあるのですが、農地ではない場合はチェックする対象にはなるのでしょうか。

事務局員

宅地は農地ではないため、こちらから指導することはできません。ただ、チェックしていただければ別の担当課にその箇所を連絡します。

A委員

期間が11月中ということで12月に提出をすればいいのでしょうか。

安藤会長

できれば次回の農業委員会には提出をお願いしたい。提出されて指導が必要とチェックされた農地を全部確認が必要になります。

E委員

自分の地域で特になにもない場合は何も記入をしなくて提出すればよろしいでしょうか。

事務局員

そのまま提出して下さい。

安藤会長

それでは、他に質問もないようですので、これで本日の農業委員会総会を終了とさせていただきたいと思いますが、事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。

(午前10時30分終了)

**【その他】**

事務局から以下のとおり事務連絡を行った。

(1) 視察研修について案内。

(2) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：平成27年11月19日(木) 午前9時30分開始

場所：役場2階 会議室1

資料：11月5日頃郵送予定。

(3) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

9. 農地転用件数

9月農地転用件数					農地転用累計			
農地法適用条項		件数	面積㎡	地区	農地法適用条項		件数	面積㎡
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	1	321.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	20	3,489.00
		4	1,740.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	1	170.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	12	4,165.00
		3	640.00	豊場				
5条	許可	1	64.00	青山	5条	許可	2	252.00
		0	0.00	豊場				
	届出	1	140.00	青山		届出	20	11,084.27
		1	171.00	豊場				

※ 累計については平成27年1月～平成27年12月(再申請分を含む)

議事録署名人 (会長及び出席委員2名)

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政係の窓口で縦覧することができます。